

## 令和6年度千葉県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金（ICT導入支援事業）に関するQ&A

### 【質問項目一覧】

#### 対象期間

---

- Q1 年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。
- Q2 介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。
- Q3 クラウドサービス導入時の初期費用や、タブレットなどのリースの初期費用は補助対象となるか。
- Q4 交付決定前に購入した介護ソフト等も補助の対象になるか。

#### 対象事業所

---

- Q5 有料老人ホームは対象になるか。
- Q6 在宅系サービス(訪問看護等)は対象になるか。
- Q7 サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は対象となるか。
- Q8 宗教法人でも対象となるか？
- Q9 同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。
- Q10 同一法人で複数の事業所(施設)がある場合、まとめて申請できるか。
- Q11 法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。

#### 対象経費等

---

- Q12 A社の介護ソフトを導入したいが対象になるか。
- Q13 本事業で導入するタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能か。
- Q14 一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象として良いか。

Q15 オンプレの保守費用は、5年間分一括支払いにした場合、補助対象となるか。

Q16 事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外となっているが、持ち運び前提で導入する場合は対象となるか。

Q17 タブレット端末を購入する際に、付属品（充電器、ケース、画面防護用シート等）は対象となるか。

Q18 オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。

Q19 リプレイスする場合、既存メーカーから新規メーカーへのデータ移行が必須になりますが補助対象となるか。

Q20 Wi-Fi 環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。

Q21 導入役務費用（構築費用・教育費用等）は該当しますか。

## その他

---

Q22 見積書に消費税の記載は必要か。

Q23 購入する介護ソフトの到着が4月上旬になるが、補助金の対象になるか。

Q24 領収証の日付が令和6年4月1日になっている。

Q25 他の補助金と重複して交付を受けられるか。

Q26 特養とデイサービス等複数の事業所間で兼務している場合の職員数の算定について。

## 対象期間

---

Q 1 年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

A 1 リースの場合は一定期間ごとのリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象になります。なお、支払いは実績報告提出までに完了してください。

Q 2 介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

A 2 昨年度までの事業では使用权(ライセンス)購入型の介護ソフトは、購入時に一括して費用を支払う場合、初年度に全額を補助対象経費として取り扱うことを可能としていたが、令和6年度においては補助対象経費の考え方について以下のとおりとなります。なお、支払いは実績報告提出までに完了してください。

使用权がないもの…全額

支払いが月額払いのもの…当該年度分

支払いが年額払いのもの…1年分

複数年の使用权契約のもの…契約年数を按分して1年分

Q 3 クラウドサービス導入時の初期費用や、タブレットなどのリースの初期費用は補助対象となるか。

A 3 導入時の設定に要する費用と考えられるため、対象経費に該当します。

Q 4 交付決定前に購入した介護ソフト等も補助の対象になるか。

A 4 令和6年度は千葉県が示した時期から導入が可能となります。その時期については別途連絡します。(9月頃を予定しています。)

## 対象事業所

---

Q 5 有料老人ホームは対象になるか。

A 5 介護付き有料老人ホームは特定施設であるため対象になりますが、指定を受けていない住宅型有料老人ホームは対象になりません。

Q 6 在宅系サービス(訪問看護等)は対象になるか。

A 6 介護サービス事業所に該当すれば対象になります。

Q 7 サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は対象となるか。

A 7 特定施設に指定されたサ高住であれば対象となります。

Q 8 宗教法人でも対象となるか？

A 8 宗教法人であっても介護事業者番号がある介護事業所であれば対象です。

Q 9 同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

A 9 指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算してください。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようにしてください。

Q10 同一法人で複数の事業所(施設)がある場合、まとめて申請できるか。

A10 **申請は、法人単位で行います。**

Q11 法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。

A11 補助対象事業者は千葉県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者のため、補助対象となります。

## 対象経費等

---

Q12 A社の介護ソフトを導入したいが対象になるか。

A12 介護ソフトの指定はありません。記録業務、情報共有業務(事務所内外の情報連携を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能であるか、**また「居宅介**

「介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて①居宅サービス計画書②サービス利用票の両方のCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであるかどうか、カタログ等で御確認ください。

なお、対象の介護サービス事業所は最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書を介護ソフトベンダーに記入してもらい提出をしてください。

Q13 本事業で導入するタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能か。

A13 一気通貫が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。

なお、一気通貫の環境が実現できている場合は、業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等のバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア等も補助対象経費となります。

Q14 一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象として良いか。

A14 1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象とします。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えありません。

Q15 オンプレの保守費用は、5年間一括支払いにした場合、補助対象となるか。

A15 本事業の補助対象となるタブレット端末等は持ち運んで使用するものを想定しており、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外となっております。

よって、オンプレミス型を導入するサーバー設置費用もそれに該当し対象外となるため、保守費用も対象外になると考えます。

Q16 事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外となっているが、持ち運び前提で導入する場合は対象となるか。

A16 持ち運びが容易な小さいサイズのノートパソコン（15インチまでを想定）や携帯用プリンターは補助対象になり得ます。

Q17 タブレット端末を購入する際に、付属品（充電器、ケース、画面防護用シート等）は対象となるか。

A17 タブレット端末を購入する際に通常一緒に購入する充電器や、訪問介護職員等が訪問先で介護ソフトを使用するために業務上必要だと考えられるケース、画面防護用シートについては対象となります。

Q18 オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。

A18 サーバーの費用は補助対象となりません。本事業で補助対象となるタブレット端末等については、訪問先などへ持ち運んで使用するものを想定しています。

Q19 リプレイスする場合、既存メーカーから新規メーカーへのデータ移行が必須になりますが補助対象となるか。

A19 データ移行は導入設定と考えられるので補助対象として該当します。

Q20 Wi-Fi 環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。

A20 導入費用にあたるのであれば補助対象となります。

Q21 導入役務費用（構築費用・教育費用等）は該当しますか。

A21 導入設定、導入研修などの経費は補助対象となります。

## その他

---

Q22 見積書に消費税の記載は必要か。

A22 消費税が補助対象経費に含まれないため、消費税額の記載は必要ありませんが、記載があっても消費税と本体価格が区別できる形であれば受理します。なお、補助対象経費に非課税のものがある場合は、その旨記載してください。

Q23 購入する介護ソフトの到着が4月上旬になるが、補助金の対象になるか。

A23 なりません。当該年度内にICTの導入及び支払が完了している必要があります。

Q24 領収証の日付が令和7年4月1日になっている。

A24 **実績報告提出までに**支払いが完了していない場合、補助対象外となり、補助金を受けることができません。**なお令和6年度の実績報告提出日は令和6年12月27日です。**

Q25 他の補助金と重複して交付を受けられるか。

A25 できません。例えば、他の補助金事業において、タブレット端末を購入する場合、当該支援を受ける部分については、本事業の補助対象となりません。

Q26 特養とデイサービス等複数の事業所間で兼務している場合の職員数の算定について

A26 常勤換算方法により算出された人数としますが、他の職種に従事(兼務)している場合は、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。